

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年7月18日（日） 16時00分ごろ
発生場所	茨城県水戸市那珂川 東日本旅客鉄道株式会社常磐線的那珂川橋梁（以下「那珂川橋梁」という。）の上流付近 （概位 北緯36°22.5′ 東経140°30.5′）
事故調査の経過	平成22年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ トミオカ1200 <sup>エックスエル エル</sup> X <sup>エル</sup> L <sup>エル</sup> 、0.2トン 231-16676茨城、個人所有 3.16m×1.08m×0.49m、FRP ガソリン機関、106kW、平成11年5月17日（製造年月日） B 水上オートバイ ボビー、0.2トン 232-39573茨城、個人所有 2.89m(Lr)×1.10m×0.46m、FRP ガソリン機関、154kW、平成20年5月
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 女性 23歳 海技免状等 なし B 操縦者B 男性 30歳 海技免状等 なし
死傷者等	A 死亡 1人（操縦者A）、負傷 1人（同乗者A） B なし
損傷	A 右舷船首部擦過傷及びハンドル折損 B 船首船底部擦過傷
事故の経過	A船は、操縦者Aが操縦し、同乗者Aを後部座席に寄せ、先行するB船の後方を追走しながら、那珂川下流へ向けて遊走した。 B船は、操縦者Bが1人で乗船し、後方約50m付近をA船が追走しているのを振り返って確認しながら、時速約60kmの速力で那珂川下流へ向けて遊走した。 操縦者Bは、那珂川橋梁の手前で発進場所の水戸大橋付近に戻ろうとし、追走していたA船とは距離があるものと思い、左転を開始する前に後方を確認せずに速力を落として左転したとき、平成22年7月18日16時00分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 操縦者A及び同乗者Aは落水し、同乗者Aは自力でA船に這い上がり、操縦者Aは意識を失ってうつ伏せの状態であったが、操縦者Bが、操縦者

	<p>AをA船に引き上げたのち、B船で発進場所に戻って友人に救助を要請した。</p> <p>操縦者A及び同乗者Aは病院に搬送されたが、操縦者Aは21日に窒息による低酸素脳症で死亡したものと検案され、同乗者Aは顔面に骨折を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>操縦者A、同乗者A及び操縦者Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> <p>A船は、平成11年7月9日に日本小型船舶検査機構の第1回定期検査を受検したのち、検査履歴がなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、那珂川橋梁の上流付近でB船の後方を追走して遊走中、左転したB船と衝突したものと考えられるが、A船の航走状況及び操縦者Aの行動については、明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、那珂川橋梁の上流付近でA船の前方を遊走中、操縦者Bが後方のA船の動静を確認せずに左転したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Aの死因は、窒息による低酸素脳症であった。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、特殊小型船舶操縦士免許を受有していなかったため、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、那珂川橋梁の上流付近において、A船及びB船が遊走中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	